

姫路市立網干西小学校いじめ防止基本方針

姫路市立網干西小学校

令和7年4月

1 本校の方針

本校は「豊かな感性をもち、未来をたくましく生きる児童の育成」を学校教育目標に据え、「自ら学ぶ子」「認め支え合う子」「きたえる子」を目指す児童像として教育活動に取り組んでいる。

上記の目標を達成するために生活指導においては、児童一人一人の人格の健全な育成を図ると共に、「いつ」「どのような場所」においても、その時々状況にふさわしい適切な行動を自分自身で判断し、実行できる力を培うことをねらいとしている。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。また、けんかやふざけあいであっても、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめの基本認識

- ①いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。
- ②いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ③いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ④いじめは大人が気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ⑤嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- ⑥暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- ⑦いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑧いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

であることを共通認識として、以下のような対応を行っていく。

- 問題が発生した場合は一人で抱え込まず、管理職・生活指導担当に迅速に報告する。
- いじめを認知した場合は、臨時生活指導委員会を開き、いじめ対応チームを組織して対応していく。
- 児童を発達途上の段階と捉え、問題を解決することでより良い成長につながるよう指導する。
- 保護者や関係機関との連携を密にし、様々な角度からアプローチできるようにする。

4 いじめ防止に向けた具体的な取り組み

(1)未然防止

学級・学年・全校	学校・教職員・地域
○教員が児童と同じ目線で物事を考え、個々の置かれた状況や精神状態を推し量る。 ○児童が、困っていることや悩みを素直に教員に伝えられるような信頼関係を築く。 ○ライフスキル教育、道徳の時間を中心として、人権教育や自己肯定感を向上できるような取り組みを積極的に行う。 ○ぐんぐんタイムや各教科の言語活動を通して、自分の気持ちを表現する力や相手の気持ちになって考える力を養う。 ○生活・学習の規律を整え、児童が気持ちよく生活できるようにする。	○校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築すると共に、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。 ○すべての児童にすべての教員で関わるという姿勢を大切にし、個々の児童の実態を共通理解する場を設定する。 ○いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、教員の対応能力向上に向けたより実践的な内容での研修を行う。 ○保護者や地域の方にいじめの取り組みについて積極的に広報活動を行い、保護者・地域と連携していじめ防止に取り組む。 ○「はまっ子生活指導だより」を発行し、様々な注意点を保護者や地域に啓発する。 ○ネットモラル講座を4・5・6年生の児童と保護者を対象に行い。家でのルール作りやインターネットとの付き合い方を考える場にする。

(2)早期発見

- ①毎月1回生活指導委員会を開き、情報共有を図る。(必要に応じて臨時生活指導委員会も開く。)
- ②生活アンケートを通して、児童の悩みや訴えを把握する。
生活アンケートの実施(6月/10月/2月 学期1回:年3回)

(3)早期対応

- ①いじめ対応チームを招集。
 - ・いじめを知らせた児童や受けた児童を守り、苦痛を取り除くことを最優先に取り組む。
- ②正確な実態把握
 - ・当事者双方、周りの児童からの聞き取り
 - ・関係教職員と情報共有
- ③いじめ対応チームによる指導体制・方針を決定する。
 - ・指導のねらい/教職員の共通理解/対応の役割分担/教育委員会・関係機関との連携
- ④児童への指導・支援
 - ・いじめを知らせた児童やいじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
 - ・いじめた児童に対して、相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分行う。
- ⑤保護者との連携
 - ・加害者と被害者の保護者双方に直接会い、いじめの内容と具体的な対策を話す。
 - ・今後の協力を求める。
- ⑥その後の対応
 - ・関係機関やカウンセラー等と連携し、継続的な指導と支援をする。
 - ・心の教育の充実と学級作りを改善していく。

5 いじめが起こった場合の組織対応【校内組織図 参照】

①いじめを発見したら、学年で情報を共有し、迅速に管理職・生活指導担当に報告する。

②臨時生活指導委員会を開き、いじめ対応チームを組織する。

③報告、共通理解、調査方針・方法決定、正確な実態の把握

*いじめ対応チームを中心として、報告を共通理解し、調査の方針と方法を決定する。
*当事者や周りの児童から個々に聞き取りを行い、記録する。
*集めた情報をいじめ対応チームで共有、検討し、正確に実態を把握する。
*ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像が把握できるように努める。

④市教育委員会への報告といじめの認知

⑤重大事態の判断。

*関係機関との連携を図り、市教育委員会といじめ対応チームを中心に重大事態を判断する。
●【重大事態と判断された場合は、6 重大事態への対応を参照】
●【重大事態と判断されなかった場合は、⑥～⑨を参照】

⑥方針決定、指導体制確認。

*指導方針を明確にし、校内組織としてどう動くかを定める。
*すべての教職員に状況と指導体制（各自の役割）の共通理解を図る。

⑦加害・被害児童への指導と支援。

*いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く。
*いじめた児童に相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせるように指導する。
*はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であること理解させるように指導する。
*いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつように指導する。
*加害者支援の立場から、加害者の抱える課題にも目を向け、成長を支援する。

⑧保護者との連携。

*被害・加害を問わずに家庭訪問を行い、直接保護者に会って学校の対応と児童の状況を正確に伝える。
*保護者に協力を求め、今後の連携方法を話し合うと共に、児童に連携して関わる。

⑨その後の対応。

*継続的に指導や支援を行い、解消に向けて取り組む。
*スクールカウンセラー等の活用も含め、心のケアにあたる。
*道徳、ライフスキル教育など心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
*いじめ解消の判断（下記参照）

●いじめ解消の判断基準

①いじめに係る行為が止んでいること

*心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続している。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

*いじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談等により確認されている。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時

＊児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

② いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

＊「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

(2) 重大事態への対応

① 重大事態の報告

＊学校が主体となる場合

いじめ対応チーム等の校内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。

＊教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。調査を行う委員は、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性・中立性を確保する。

② 調査の実施

「いつ頃から」「誰から」「どのような様態であったか」「学校はどのように対応したか」という事実関係を、可能な限り網羅し、明確にする。

③ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

④ 調査結果の報告

教育委員会又は学校は、調査結果について市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又は保護者が希望する場合は、当該児童又はその保護者の所見を調査結果報告に添える。

⑤ 再調査

報告を受けた市長が重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認める時は、再調査を行う。

⑥ いじめの防止等の検証及び見直し

この基本方針に基づくいじめの防止等の対策については「学校サポートスクラムチーム」に毎年度実施状況を報告した上で、必要な見直しをする。

7 ネット上のいじめへの対応

(1) ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童の悪口やひぼう・中傷等を掲示板やLINEなどのSNS上に書き込んだり、動画共有サイトに投稿したりする方法により、いじめを行うもの。

(2) 未然防止

○学校における情報モラル教育の推進

＊学習用コンテンツを利用した情報モラル授業の実施

○児童生徒及び保護者への啓発

＊講師を招いての啓発講演会の実施（年1回）

＊学期ごとに配る「はまっ子生活指導だより」の活用

(3) 早期対応

○いじめとしての対応は「5いじめを認知した場合の対応」と同じ。

○警察等の専門機関と連携し解決していく。書き込まれた内容については削除依頼をする。

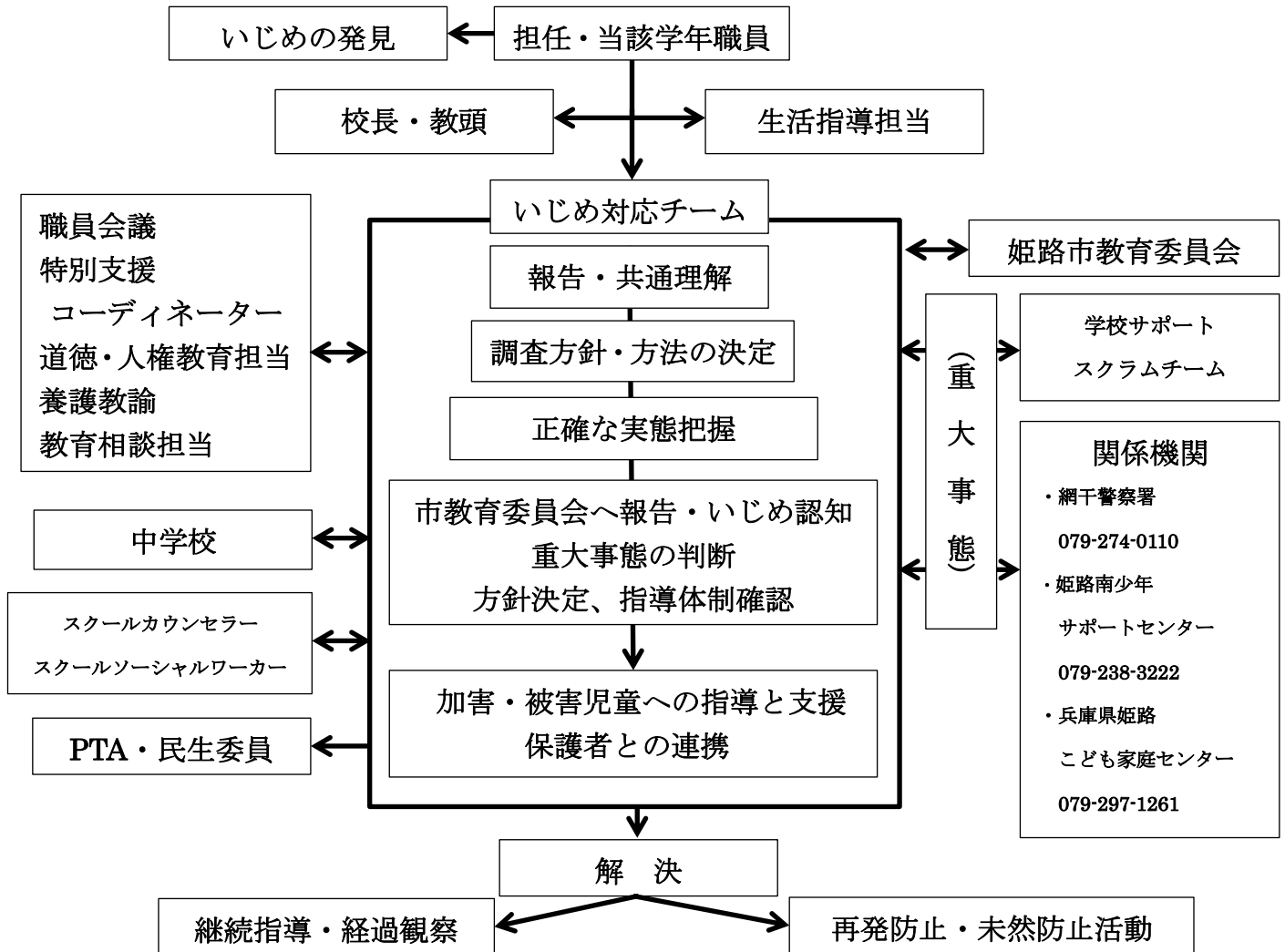
8 いじめ防止に係る年間指導計画

月	会議等	未然防止に向けた取り組み	早期発見に向けた取り組み
6月	・職員会議 ・生活指導委員会	・学級作り／人間関係作り ・ライフスキル教育①	・生活アンケート
7月	・職員会議 ・児童理解研修① ・生活指導委員会	・はまっこ生活指導便りの配付 ・夏季休業前の生活指導	・個人懇談会
8月	・職員会議 ・生活指導委員会	・地域の補導	
9月	・職員会議 ・児童理解研修② ・生活指導委員会	・小中一貫挨拶運動	
10月	・職員会議 ・生活指導委員会	・小中一貫挨拶運動 ・はまっこ生活指導便りの配付	・生活アンケート
11月	・職員会議 ・児童理解研修③ ・生活指導委員会	・小中一貫挨拶運動 ・ライフスキル教育②	
12月	・職員会議 ・生活指導委員会	・小中一貫挨拶運動 ・はまっこ生活指導便りの配付 ・冬季休業前の生活指導 ・地域の補導	・個人懇談会
1月	・職員会議 ・生活指導委員会	・小中一貫挨拶運動 ・ライフスキル教育③	
2月	・職員会議 ・児童理解研修④ ・生活指導委員会	・小中一貫挨拶運動	・生活アンケート
3月	・職員会議 ・生活指導委員会	・小中一貫挨拶運動 ・はまっこ生活指導便りの配付 ・保幼小連絡会／小中連絡会 ・地域の補導	・学年末懇談会

【校内組織図】

1 対応の流れ・校内組織図

- 調査（当該学年職員／生活指導担当）
* 事実確認、アンケート調査等により情報収集と記録
- マスコミ対応（校長／教頭）
- 関係機関連携窓口（生活指導担当）
- 加害者・被害者・保護者への指導・支援対応
（当該学年職員／生活指導担当／道徳・人権教育担当／
特別支援コーディネーター／養護教諭／教育相談担当）



- 2 構成委員：校長 教頭 生活指導担当 道徳・人権教育担当 当該学年職員 養護教諭
特別支援コーディネーター 教育相談担当
スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

3 具体的な役割

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画
- (2) 具体的で実効性のある校内研修の企画
- (3) 実態把握や情報収集を目的とした取り組み
- (4) いじめに係る情報を認知した際の組織的な対応
- (5) 事実関係の把握といじめか否かの判断
- (6) いじめを受けた児童に対する支援
いじめを行った児童に対する指導の体制・対応方針の決定
- (7) 保護者や地域社会への情報提供
- (8) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

4 学校評価

- いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。